

平成22年9月24日発行

(次号の発行は10月8日です。)

お知らせ版に関する問合せは総務課へ

(担当：八代和樹 やつしろかずき ☎33-6002)

<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/>

お知らせ版は、ホームページからダウンロード

できます。

第3回 食と音楽・芸能の祭典



盛り上がりを見せた卵かけご飯早食い競争

新富町飲食店組合による町おこしイベント「食と音楽・芸能の祭典」が総合文化公園中央広場で開催されました。

卵とちりめんのスープの振る舞いやマグロの解体ショー、鮎のつかみどり、金魚すくい、卵かけご飯早食い競争、保育園児による踊り、富田中学校吹奏楽部による演奏、エイサー演舞などがあり、多くの来場者で賑わいました。

平成22年度金婚・米寿祝賀会

結婚生活50周年を迎えられたご夫婦と、健やかに米寿を迎えられた方々をお祝いする金婚・米寿祝賀会を11月19日(金)に新富町文化会館で行います。金婚の方は、役場福祉課又は区長・住宅世話人にお申し出ください。米寿の方につきましては、役場福祉課から直接ご連絡いたします。

○金婚該当者(結婚50周年を迎えたご夫婦)
昭和35年1月1日～昭和35年12月31日の間に結婚され、現在新富町に在住の方。なお、戸籍の届けとは関係なく、婚姻の事実があれば対象者となります。

○米寿該当者
大正11年4月2日～大正12年4月1日
生まれの方

○申込期限 10月8日(金)

※問合せ先 福祉課

☎33-6056

指定管理者募集

町では、施設の管理運営を行う指定管理者の募集を行います。(※施設で働く職員の募集ではありません。)

○対象施設

- ・新富町文化会館
- ・新富町温泉健康センター「サ・ル・ナス」

○指定期間(3年間)

平成23年4月1日～平成26年3月31日

【要項等配布内容】

○配布期限

10月8日(金)

○配布場所

新富町役場2階 総合政策課

☆各要項及び書類様式は町ホームページにも掲載しています。参加申請書提出期限及び応募期限等詳しくは、総合政策課までお問い合わせください。

※問合せ先 総合政策課

☎33-6011



しんとみ温泉化粧水

どんぐり好評発売中!



平成22年度緊急雇用創出事業

新富町臨時職員募集

町では、臨時職員を募集します。

- 業務内容及び募集人数
保育所入所受付事務補助 1名
- 応募条件
新富町内在住で、過去に緊急雇用創出事業新富町臨時職員として採用されていない者
- 勤務条件等
 - ・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
(休憩60分)
 - ・賃金 日額5,300円
 - ・雇用期間 10月15日
～平成23年3月31日
 - ・その他 社会保険、雇用保険適用
- 選考方法 書類審査
- 提出書類 市販の履歴書(写真添付)、ハローワークの紹介状、役場総務課備付けの新富町臨時職員申込書(印鑑必要)
- 応募締切 10月6日(水)
- 申込先 新富町役場2階 総務課
- ※問合せ先 福祉課
☎33-1293

資源ごみ袋(小)の販売開始

町民の皆さんから要望が多かった「資源ごみ袋(小)」を作成しましたので、どうぞご利用ください。

正しい分別で住みよい新富町にしましょう。

- 価格 200円(10枚入り)
- 販売場所 町指定ごみ袋を現在取り扱っている販売店
- 販売開始 10月1日(金)
- ※問合せ先 町民生活課
☎33-6072

国土利用計画法 土地売買届の提出

国土利用計画法では、一定面積以上の土地売買などを行った場合、土地の権利取得者は契約日から起算して2週間以内に土地の所在する市町村長を経由して知事に土地売買届を提出することが義務付けられています。

区域の確認等、詳しくは都市建設課までお問い合わせください。

- 届出が必要な土地の面積
 - ・都市計画区域 5,000㎡以上
 - ・都市計画区域外 10,000㎡以上
- ※問合せ先 都市建設課
☎33-6014

新富町身体障害者特別手当支給

身体障害者手帳をお持ちの方で、次の要件に両方とも該当する方は申請によって特別手当が支給されます。

申請の受付を**10月1日(金)**から福祉課にて行います。

- 支給要件
 - ・公的年金を受けていない方
(国民年金、厚生年金、共済年金、遺族年金、障害年金など)
 - ・平成22年10月1日現在で、町民となって**6か月以上経過**している方
- 受付期間
10月1日(金)～10月29日(金)
- 手当額
 - ・1～4級 年額12,000円
 - ・5～6級 年額10,000円
- 持参するもの
身体障害者手帳・印鑑・通帳(本人又は世帯主名義のもの)
- ※問合せ先 福祉課
☎33-1293

資源物の回収

新富町地域婦人連絡協議会では、ごみを減らし再利用・再資源化を進めていくため、毎月第2、4月曜日に資源物の回収を行っています。町民の皆さんのご協力をお願いします。

- 日時 10月11日(月)及び
10月25日(月)
午前7時～午前9時(時間厳守)
- 回収場所 町体育館・西体育館・上新田公民館(各駐輪場)
- 収集物 古紙(新聞紙・チラシ)、雑誌(古本)、ダンボール、牛乳パック(それぞれ紐で縛ること)
- ※問合せ先 新富町地域婦人連絡協議会
会長 はしぐちすみこ 橋口澄子 ☎33-2514
生涯学習課(中央公民館内)
☎33-6080

環境衛生週間

9月24日から10月1日までは「環境衛生週間」です。

期間中は地球環境問題についてみんなで考えることを目的に、環境保全やリサイクル運動などが全国一斉に実施されます。この機会に私たちの生活環境について考えてみませんか。

- ※問合せ先 町民生活課
☎33-6072

木造住宅耐震診断事業

町では、木造住宅（昭和56年以前に建てられたもの）を対象に、所有者が行う耐震診断に対する助成制度を実施します。

○対象となる住宅

- ・対象住宅所有者が新富町在住であること
- ・昭和56年5月31日以前に建築された1戸建て木造住宅（特殊な工法でないもの）

※店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。

○耐震診断を行う専門家

宮崎県木造住宅耐震診断士（県内の建築士で、県主催の講習会を受講し、県に登録された者）が診断を行います。

○対象となる診断方法

一般診断（大地震による住宅倒壊の可能性の有無について判定するものです）建物の診断内容を数値化し、総合評価した診断報告書をもとに耐震診断士が報告します。

○自己負担額

住宅1棟につき耐震診断に必要な経費45,000円のうち、15,000円を自己負担していただきます。

※問合せ・申込み先 都市建設課

☎33-6017

平成22年度宮崎県新規就農相談会

宮崎県内で農業をやってみたい方を対象に、新規就農に関する相談会を開催します。農業法人への就農を希望される方の面接も行います。

○日時 10月24日（日）

午前10時～午後3時

○場所 宮崎県職員健康プラザ

○内容 新規就農相談（新規就農、法人への就職面接等について各担当が個別に応じます。）

○対象者 県内で就農を希望する方、県内の農業法人で働きたい方、就農のための農業体験研修を希望する方、異業種から農業に参入を希望する法人等の方、農業・農村に興味を持つ方

※問合せ先 宮崎県新規就農相談センター

☎0985-51-2631

16ミリ映写機免許取得講習会

西都・児湯地域視聴覚教育協議会主催による16ミリ映写機の免許取得講習会を次のとおり行います。

講習会を受講し検定に合格された方には「16ミリ映写機操作免許証」が交付され、公立視聴覚センターから映写機やフィルムを借りることができます。

受講をご希望の方は、生涯学習課までご連絡ください。

○日時 10月21日（木）、22日（金）
午後7時（2～3時間程度）

○場所 高鍋町中央公民館2階視聴覚室

○申込期限 10月18日（月）

※問合せ先 生涯学習課（中央公民館内）

☎33-1022

「人権・なやみごと相談所」の開設

私たちの町の人権擁護委員が悩み事や心配事の相談をお受けします。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

○日時 10月8日（金）

午前10時～午後3時

○場所 老人福祉センター

○担当 人権擁護委員

○相談内容 金銭貸借、売買、相続、登記関係、その他民事、家事問題、交通事故問題、その他心配事

※問合せ先 町民生活課

☎33-6071

新富町文化会館情報

◆「新富フラダンスフェスティバル2010」

○日時 10月10日（日）

午後0時30分開演

○場所 大ホール

○入場料 無料（整理券が必要）

☆終演後にはお楽しみ抽選会があります。抽選券付入場整理券をお求めください。当初の日程から延期になってはいますが、すでに配布済みの整理券もそのままご利用いただけます。紛失・破棄された方で、今回ご来場予定の方は恐れ入りますが次の配布場所でお求めください。

【整理券配布場所】

役場町民生活課、中央公民館、新田支所、上新田町民サービスコーナー、文化会館

◆休館日のお知らせ

毎週月曜日が休館日となっておりますが、10月11日は祝日のため開館し、翌12日（火）が休館日となります。

※問合せ先 新富町文化会館

☎33-6205

住民票の届出は速やかに！

住民票とは、住所・氏名・生年月日・性別などを記載したものをいいます。

住民票は、居住関係の証明・就学・就職・不動産登記・免許証の取得などの際に、本人確認の資料となるなど、私たちの生活にも広く利用されています。

そのため、転入や転出、世帯の変更などがあった場合は必ず届出をするよう法律で定められているほか、正当な理由なく届出をされない場合は過料も設けられています。

住民票の正確性を図るためにも、変更があった際は速やかに窓口にて異動の届けをお願いします。



○住民異動の届出

☆届出の種類

	こんなとき	届出期間	必要なもの
転入届	他の市町村から新富町に引っ越してきたとき	新しい住所に住み始めてから 14日以内	前住所地発行の転出証明書・年金証書など
	国外からもどってきたとき	14日以内	帰国した日がわかるパスポート・戸籍謄本・戸籍の附票 など
転居届	新富町内で引っ越したとき	新しい住所に住み始めてから 14日以内	国民健康保険証・顔写真付きの住民基本台帳カード・介護保険証・後期高齢者医療（長寿医療）被保険者証など
転出届	新富町から他の市町村へ引っ越すとき 1年以上国外へ行くとき	転出する 14日前から	国民健康保険証 など
世帯変更届	世帯主や世帯員に変更があったとき	変更があったから 14日以内	国民健康保険証 など

☆届出場所

本庁 町民生活課③番窓口 又は 新田支所

☆受付時間

午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午から午後1時を除く）



※全ての届出に印鑑と写真付き身分証明書が必要になります。必ずご持参ください。

【問合せ先】 町民生活課 ☎33-6071